

規 則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第6号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

本規則各号列記以外の部分中「第4条」を「第4条第1項」に改め、第1号中「及び生活安全全部保安課」を「並びに生活安全全部少年捜査課及び同部保安課」に改め、第2号中「刑事部捜査第一課」の次に「、同部捜査第二課、同部捜査第三課」を加え、第4号中「刑事部」の次に「交通部」を加え、同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 交通部長、交通部参事官及び交通部交通捜査課に勤務する警視以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。